

4月1日から個人情報保護法が 全面施行されます

●だれもが安心してIT社会の便益を享受するための制度的基盤として、15年5月に成立、公布された個人情報保護法が17年4月1日から全面施行されます。

●個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的を明らかにし、その範囲内で取り扱わなければなりません。また、本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供することは原則禁止されるほか、安全管理措置、従業者や委託先の監督など個人情報の適正な取扱いに関するルールが適用されます。

●自分の個人情報については、事業者に開示等を求めることができます。また、個人情報に関するトラブルや疑問は、その事業者に申し出るほか、認定個人情報保護団体や地方公共団体、国民生活センターの苦情相談窓口などでご相談いただけます。

※ 詳しくは、内閣府国民生活局ホームページ (<http://www.5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>) をご覧ください。

ないもの、法令等の規定により開示が禁止されているものなどについては、本人に対しても開示しない場合があります。

●訂正の請求
開示を受けた自分の情報が、事実と違う場合には、その誤りの訂正（追加または削除を含む）を求めることができます。訂正請求には、事実と違うことを証明する書類等の提

出が必要です。

●利用停止の請求
開示を受けた自分の情報が、収集の制限や、利用及び提供の制限に違反していると認められるときは、その情報の利用の停止、消去及び提供の停止を求めることができます。

問い合わせ

役場総務課情報公開係

☎ 985-4103

